

【 参 考 資 料 】

【参考資料】

『中華人民共和国農村土地請負法』（白石和良訳、条文の見出しは白石）
(2002年8月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第二十九回會議通過)

（目次）

- 第一章 総則（第一条～第十一条）
- 第二章 農家の請負（第十二条～第四十三条）
 - 第一節 請負に出す者と請け負う者の権利と義務（第十二条～第十七条）
 - 第二節 請負の原則と手順（第十八条～第十九条）
 - 第三節 請負期間と請負契約（第二十条～第二十五条）
 - 第四節 土地請負経営権の保護（第二十六条～第三十一条）
 - 第五節 土地請負経営権の移動（第三十二条～第四十三条）
- 第三章 その他の方式の請負（第四十四条～第五十条）
- 第四章 争いの解決と法律責任（第五十一条～第六十一条）
- 第五章 附則（第六十二条～第六十五条）

第一章 総則

（目的）

第一条 農家請負経営を基礎とする統一経営と分散経営が結合した双層経営体制を安定化、完全化させ、農民に長期的、かつ、保障された土地使用権を賦与し、農村の土地の請負当事者の合法的権益を保護して、農業、農村経済の発展と農村社会の安定を促進させるために、憲法に基づいて本法を制定する。

（定義）

第二条 この法律で言う「農村の土地」とは、耕地、林地、草地及び法に基づいて農業に使用されるその他の土地であって農民が集団で所有するもの及び国家が所有するもので法に基づいて農民の集団が使用するものを言う。

（農村土地請負経営制度）

第三条 国家は農村土地請負経営制度を実施する。

農村の土地の請負においては、農村集団経済組織の内部での農家請負方式を採用する。農家請負方式に適さない荒れ山、荒廃している小溪谷、丘陵、河川敷等については、入札、競売、公開協議等の方式による請負を行うことができる。

（請負関係と所有権）

第四条 国家は法に基づいて農村の土地の請負関係の長期的安定を保護する。

農村の土地は、請負が行われた後もその所有権の性質は不変である。請負地は売買して

はならない。

（農村集団経済組織の構成員の権利）

第五条 農村集団経済組織の構成員は、当該集団経済組織が請負に出す農村の土地を法に基づいて請け負う権利を有する。

如何なる組織や個人も農村集団経済組織の構成員の土地を請け負う権利を剥奪し、または制限してはならない。

（女子の権利）

第六条 農村の土地の請負においては、女子は男子と同等の権利を有する。請負期間中においては、女子の合法的權益を保護すべきであり、如何なる組織や個人も、女子が有すべき土地の請負経営権を剥奪または侵害してはならない。

（公平、公開、公正の原則）

第七条 農村の土地の請負においては、公開、公平、公正の原則を堅持するとともに、国家、集団、個人の三者の利益関係を正しく処理しなければならない。

（土地資源の合理的利用）

第八条 農村の土地の請負においては、法律、法規を遵守するとともに、土地資源の合理的開発と持続的利用の保護に努めるべきである。法に基づいた許可を受けずに請負地を非農業建設に用いてはならない。

国家は、農民と農村集団経済組織が土地に対する投入を増加させて地力を肥培し、農業生産力を向上させることを奨励する。

（国家による請負関係の保護）

第九条 国家は、集団土地所有者の合法的權益を保護するとともに、請け負う者の土地請負経営権を保護する。如何なる組織や個人も、これらを侵犯してはならない。

（土地請負経営権の移動の保護）

第十条 国家は、請負者が法に基づきその意思によって有償で土地請負経営権を移動させることを保護する。

（主管行政部門と責任）

第十一条 国務院の農業、林業行政主管部門は、国務院が規定するそれぞれの職責に基づいて全国の農村の土地の請負及び請負契約管理の指導にそれぞれ責任を負う。県クラス以上の地方人民政府の農業、林業等の行政主管部門は、各自の職責に基づいて当該行政区域内の農村の土地の請負及び請負契約管理にそれぞれ責任を負う。郷（鎮）人民政府は、当該行政区域内の農村の土地の請負及び請負契約管理の責任を負う。

第二章 農家請負

第一節 請負に出す者と請け負う者の権利及び義務

(請負の出し手)

第十二条 農民の集団が所有する土地で法に基づいて村民が集団所有するものは、村の集団経済組織または村民委員会が請負に出す。既に村内の二以上の農村集団経済組織に別々に所属している農民の集団所有となっている土地については、村内のそれぞれの農村集団経済組織または村民小組が請負に出す。後者の土地を村の集団経済組織または村民委員会が請負に出しても、村内のそれぞれの集団経済組織に所属している農民の集団所有となっている土地の所有権を変更してはならない。

国家が所有するもので法に基づいて農民の集団が使用している土地については、当該土地を使用している農村集団経済組織、村民委員会または村民小組が請負に出す。

(請負の出し手の権利)

第十三条 請負に出す者は次に掲げる権利を有する。

- (一) 当該集団が所有し、または国家が所有するもので法に基づいて当該集団が使用している農村の土地を請負に出すこと。
- (二) 請負者が請負契約に規定する用途に照らして土地を合理的に使用し、保護しているかを監督すること。
- (三) 請負者が請負地や農業資源を損壊するのを制止すること。
- (四) 法律、行政法規が規定するその他の権利。

(請負の出し手の義務)

第十四条 請負に出す者は次に掲げる義務を有する。

- (一) 請負者の土地請負経営権を保護し、請負契約を違法に変更、解除してはならないこと。
- (二) 請負者の生産経営自主権を尊重し、請負者が法に基づいて行う正常な生産経営活動に干渉してはならないこと。
- (三) 請負契約に基づいて、請負者に生産、技術、経済情報等のサービスを提供すること。
- (四) 県、郷（鎮）の土地利用総合計画を執行し、当該集団経済組織内の農業基盤施設の建設を組織すること。
- (五) 法律、行政法規が規定するその他の義務。

(農家請負の受け手)

第十五条 農家請負の請負者は当該集団経済組織の構成員である農家とする。

(請負の受け手の権利)

第十六条 請負者は次に掲げる権利を有する。

- (一) 法に基づいて請負地を使用、収益する権利及び土地請負経営権を移動させる権利、自主的に生産経営を組織し、生産物を処分する権利。

- (二) 請負地が法に基づいて収用、占用された場合の法に基づいた相応の補償を得る権利。
- (三) 法律、行政法規が規定するその他の権利。

(請負の受け手の義務)

第十七条 請負者は次に掲げる義務を有する。

- (一) 土地の農業的使用を維持し、非農業建設に用いてはならないこと。
- (二) 法に基づいて土地を保護し、合理的に使用し、土地に回復不能の損壊を与えてはならないこと。
- (三) 法律、行政法規が規定するその他の義務。

第二節 請負の原則と手順

(請負の原則)

第十八条 土地の請負については、次に掲げる原則を遵守するものとする。

- (一) 規定に基づいて請負を統一的に行うときは、当該集団経済組織の構成員は法に基づいて土地を請け負う権利を平等に行使すること。構成員は自らの意思で土地を請け負う権利を放棄することができる。
- (二) 民主的に協議し、公平、合理的に行うこと。
- (三) 請負の計画案は本法第十二条の規定に従うとともに、法に基づいて当該集団経済組織の構成員が構成する村民会議の三分の二以上の同意または三分の二以上の村民代表の同意を得ること。
- (四) 請負の手続きが合法的であること。

(請負の手順)

第十九条 土地の請負は次に掲げる手順で進めるものとする。

- (一) 当該集団経済組織の構成員が構成する村民会議が選挙によって請負工作小組を設置する。
- (二) 請負工作小組は、法律、法規の規定に基づいて請負計画案を策定、公布する。
- (三) 法に基づいて当該集団経済組織の構成員が構成する村民会議を招集し、請負計画案を討議し、その承認を得る。
- (四) 請負計画案を公開で実施する。
- (五) 請負契約を締結する。

第三節 請負期間と請負契約

(請負期間)

第二十条 耕地の請負期間は三十年とする。草地の請負期間は三十年から五十年の間とする。林地の請負期間は三十年から七十年の間とする。特殊な林木の林地の請負期間については、国务院の林業行政主管部門の許可を得て延長することができる。

(請負契約)

第二十一条 請負に出す者は請負者と書面による請負契約を締結するものとする。

請負契約には一般的に次の条項が含まれる。

- (一) 請負に出す者と請負者の名称、請負に出す者の責任者と請負者の代表の氏名、住所
- (二) 請負地の名称、地籍、面積、等級
- (三) 請負期間とその始期終期の日
- (四) 請負地の用途
- (五) 請負に出す者と請負者の権利及び義務
- (六) 違約した場合の責任

(請負契約の効力)

第二十二条 請負契約は成立の日から効力を生ずる。請負者は請負契約が効力を生じた時からその土地の請負経営権を取得する。

(土地請負経営権証の発給)

第二十三条 県クラス以上の地方人民政府は、請負者に対して土地請負経営権証、林権証等の証書を発給するとともに、登記簿に記載し、土地請負経営権を確定する。

土地請負経営権証、林権証等の証書の発給については、規定に基づいて徴収する証書の作成費以外の費用を徴収してはならない。

(請負契約変更事由の制限)

第二十四条 請負契約が発効した後においては、請負に出した者は事務執行者または責任者の変動を理由にして請負契約を変更したり、解除したりしてはならない。また、集団経済組織の分割や合併を理由にして請負契約を変更したり、解除したりしてはならない。

(国家機関の干渉禁止)

第二十五条 国家機関及びその職員は職権を利用して農村の土地の請負や請負契約の変更、解除に干渉してはならない。

第四節 土地請負経営権の保護

(請負地の回収事由)

第二十六条 請負期間内は、請負に出した者は請負地を回収してはならない。

請負期間内に請負者の一家全員が小城镇に移転した場合は、請負者の要望に基づいて、その土地請負経営権を保留し、または法に基づいてその土地請負経営権の移動を行うことを認めるものとする。

請負期間内に請負者の一家全員が区を設置している市に移転して非農業戸籍に転換した場合は、請け負っている農地や草地を請負に出した者に返還するものとする。請負者が返還しない場合は、請負に出した者は請け負わせた耕地や草地を回収することができる。

請負期間内に請負者が請負地を返還した時に、または請負に出した者が法に基づいて請

負地を回収した時に、請負者がその請負地に投入して土地の生産力を向上させていた場合は請負者は相応の補償を得る権利を有する。

(請負地の調整事由)

第二十七条 請負期間内は、請負に出した者は請負地を調整してはならない。

請負期間内に自然災害によって請負地が著しく損壊する等の特殊な状況から個別の農家間の請負耕地や請負草地にしかるべき調整を行うことが必要になった場合は、必ず当該集団経済組織の構成員が構成している村民会議の三分の二以上の同意または三分の二以上の村民代表の同意を得なければならない。かつ、郷（鎮）人民政府と県クラスの人民政府の農業主管部局の許可を得なければならない。この場合、請負契約の約定は調整してはならず、これまでの約定のとおりとする。

(調整用の土地)

第二十八条 次に掲げる土地は、請負地の調整または新たに増大した人口に請け負わせるものとする。

- (一) 集団経済組織が法に基づいて保留している機動地
- (二) 法に基づいた開墾等の方式によって増加させた土地
- (三) 請負者が法に基づいて自らの意思で返還した土地

(請負地の返還)

第二十九条 請負期間内においては、請負者は自らの意思で請負地を請負に出した者に返還することができる。請負者が自らの意思で請負地を返還するときは半年以前に書面によって請負に出した者に通知するものとする。請負者が請負期間内に請負地を返還した場合はその請負期間内には土地を再び請け負うことを要求してはならない。

(女子の請負地の保護)

第三十条 請負期間内に女子が結婚した場合において、新たな居住地で請負地を取得していない間は請負に出した者は従来の請負地を回収してはならない。女子が離婚し、または配偶者を無くした場合において、引き続きそれまでの居住地で生活し、またはそれまでの居住地では生活していないが新たな居住地で請負地を取得していない場合は請負に出した者は従来の請負地を回収してはならない。

(請負の相続)

第三十一条 請負者が得るべき請負収益は相続法の規定に基づいて相続される。

林地の請負の請負者が死亡した場合は、その相続人は請負期間の間その請負を相続する。

第五節 土地請負経営権の移動

(土地請負経営権の移動方式)

第三十二条 農家請負によって取得した土地請負経営権は、法に基づいて、又請負、賃貸、

交換、譲渡、その他の方式によって移動させることができる。

(土地請負経営権の移動の原則)

第三十三条 土地請負経営権の移動は次に掲げる原則を遵守するものとする。

- (一) 平等な協議、自らの意思、有償であること。如何なる組織や個人も請負者が土地請負経営権を移動させるのを脅迫したり、または阻害したりしてはならない。
- (二) 土地の所有権の性質と土地の農業への使用を変更してはならない。
- (三) 移動に係る期間は請負期間の残余期間を超えてはならない。
- (四) 移動を受ける者は農業経営能力を有していなければならない。
- (五) 同等の条件の下では当該集団経済組織の構成員が優先権を持つ。

(土地請負経営権の移動主体)

第三十四条 土地請負経営権の移動の主体は請負者である。請負者は法に基づいて土地請負経営権の移動及び移動の方式を自ら決定する権利を有する。

(土地請負経営権の保護)

第三十五条 請負期間内においては、請負に出した者は、一方的に請負契約を解除してはならず、少数は多数に従うべきとの口実によって請負者が土地請負経営権を放棄または変更するよう脅迫してはならず、「口糧田」と「責任田」とに区分することを理由にして請負地を回収して入札による請負を行ってはならず、債務充当のために請負地を回収してはならない。

(移動対価の決定)

第三十六条 土地請負経営権の移動に係る又請負金、地代、譲渡金等は当事者双方による協議によって決定する。移動による収益は請負者に帰属し、如何なる組織や個人も事由も無く差し押さえや天引きを行ってはならない。

(移動契約の要件)

第三十七条 土地請負経営権の又請負、賃貸、交換、譲渡、その他の方式による移動については、当事者双方が書面による契約を締結するものとする。譲渡による移動については請負に出した者の同意を必要とする。又請負、賃貸、交換、その他の方式による移動については請負に出した者に通知し登録するものとする。

土地請負経営権の移動契約には一般的に次の条項が含まれる。

- (一) 双方の当事者の氏名、住所
- (二) 移動に係る土地の名称、地籍、面積、等級
- (三) 移動期間とその始期終期の日
- (四) 移動に係る土地の用途
- (五) 双方の当事者の権利及び義務
- (六) 移動に係る対価の額と支払方法
- (七) 違約した場合の責任

（移動の登記）

第三十八条 土地請負経営権の交換、譲渡による移動で、当事者が登記を要求した場合においては、県クラス以上の地方人民政府に対して登記を申請するものとする。未登記の場合は善意の第三者に対抗できない。

（又請負と賃貸による移動）

第三十九条 請負者は一定の期間を限ってその土地請負経営権の一部または全部を第三者に又請負または賃貸することができる。この場合、請負者と請負に出した者との間の請負関係は不変である。

請負者が請負地を他人に代理耕作をさせる場合、その期間が一年を超えない場合は書面による契約は不要とする。

（交換による移動）

第四十条 請負者間で耕作の便宜または各自の必要性がある場合において、同一の集団経済組織の土地に係る場合は土地請負経営権を交換することができる。

（譲渡による移動）

第四十一条 請負者が安定的な農業以外の職業または安定的な収入源を有する場合は請負に出した者の同意を得てその土地請負経営権の全部または一部を農業生産経営に従事するその他の農家へ譲渡することができる。この場合当該農家と請負に出した者との間に新たな請負関係が成立し、元の請負者と請負に出した者との間の当該土地に関する請負関係は直ちに終了する。

（土地請負経営権の出資）

第四十二条 農業経済を発展させるために請負者の間で自らの意思によって土地請負経営権を出資して農業の協同生産を行うことができる。

（移動の際の有益費の補償）

第四十三条 請負者がその請負地に投入して土地の生産力を高めた場合は、土地請負経営権を移動させる際に相応の補償を受ける権利を有する。

第三章 その他の方式の請負

（その他の方式の請負）

第四十四条 農家請負方式に適さない荒れ山、荒廃している小溪谷、丘陵、河川敷等の農村の土地について入札、競売、公開協議等の方式による請負を行う場合は、本章の規定を適用する。

（請負費の決定方法）

第四十五条 その他の方式によって農村の土地を請け負わせる場合は請負契約を締結するものとする。当事者の権利及び義務、請負期間等は双方が協議して定める。入札、競売による請負の請負費については公開で価額を競争させて決定する。公開の協議による請負の請負費は双方が協議して定める。

(株式化方式)

第四十六条 荒れ山、荒廃している小溪谷、丘陵、河川敷等については、入札、競売、公開協議の方式によって直接請負経営を行わせることができる。また、これらの土地の土地請負経営権を株式化して当該集団経済組織の構成員に分与した後に請負経営または株式合作経営を行わせることもできる。

(優先請負権)

第四十七条 その他の方式による農村の土地の請負においては、同等の条件の下では当該集団経済組織の構成員が優先権を有する。

(村民会議等の同意)

第四十八条 請負に出す者が、農村の土地を当該農村集団経済組織以外の単位または個人に請け負わせる場合は当該集団経済組織の構成員が構成する村民会議の三分の二以上の同意または村民代表の三分の二以上の同意を事前に得るものとし、かつ、郷（鎮）人民政府に通知してその許可を得るものとする。

当該集団経済組織以外の組織または個人に請け負わせる場合は、請負者の資産状況及び経営能力を審査した後に請負契約を締結するものとする。

(登記と移動)

第四十九条 入札、競売、公開協議の方式によって請け負わせた農村の土地については、法に基づいて登記し、土地請負経営権証または林権証等の証書を取得すれば、その土地請負経営権を法に基づいて譲渡、賃貸、出資、担保、その他の方式による移動を行うことができる。

(相続)

第五十条 入札、競売、公開協議等の方式によって取得された土地請負経営権については、当該請負者が死亡した場合、その得るべき請負収益は相続法の規定に基づいて相続され、また、請負期間内であればその相続人が請負を相続することができる。

第四章 争いの解決と法律責任

(調停、仲裁、提訴)

第五十一条 土地の請負経営が原因となって争いが生じた場合は、双方の当事者は協議によって解決することができる。また、村民委員会、郷（鎮）人民政府に対して調停による解決を請求することができる。

当事者が協議や調停を希望せず、または協議や調停が成功しなかった場合は、農村土地請負仲裁機構に仲裁を申請することができる。また、直接人民法院に提訴することができる。

（仲裁の効力）

第五十二条 当事者が農村土地請負仲裁機構の仲裁結果に不服の場合は、裁決書を受け取った日から起算して三十日以内に人民法院に提訴することができる。期間が過ぎても提訴しない時は、裁決書は直ちに法的効力を発揮する。

（土地請負経営権侵害の民事責任）

第五十三条 如何なる組織及び個人も、請負者の土地請負経営権を侵害した場合は民事責任を負うものとする。

（請負の出し手の民事責任）

第五十四条 請負に出した者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合は、侵害の停止、原物の返還、原状の回復、妨害の排除、危険の除去、損失の賠償等の民事責任を負うものとする。

- （一）請負者が法に基づいて享有する生産経営自主権に干渉すること。
- （二）本法の規定に違反して請負地を回収または調整すること。
- （三）請負者に対して土地請負経営権の移動を脅迫または妨害すること。
- （四）少数は多数に従うことを口実にして請負者を脅迫して土地請負経営権を放棄または変更させて土地請負経営権の移動を進めること。
- （五）「口糧田」と「責任田」とに区分することを理由に請負地を回収して入札による請負を行うこと。
- （六）請負地を回収して債務に充当すること。
- （七）女子が法に基づいて有する土地請負経営権を剥奪または侵害すること。
- （八）その他の土地請負経営権を侵害する行為。

（無効な約定）

第五十五条 請負契約における請負者の自らの意思に反する約定または法律、行政法規の請負地を回収、調整してはならないとする強制性の規定に反する約定は無効である。

（契約当事者の違約責任）

第五十六条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、または履行しても契約条項に適合していない場合は、『中華人民共和国契約法』の規定に基づいて違約責任を負うものとする。

（脅迫による移動の無効）

第五十七条 如何なる組織及び個人であっても、請負者を脅迫して土地請負経営権を移動させた場合は、その移動は無効である。

(違法な差押金の返還義務)

第五十八条 如何なる組織及び個人であっても、事由も無く、差し押さえまたは天引きした土地請負経営権の移動に係る収益は返還しなければならない。

(刑事責任の追及)

第五十九条 土地管理法規に違反して、違法に土地を収用、占有し、または土地収用の補償費を横領、流用することは犯罪を構成するものであり、法に基づいて刑事責任を追及する。他人に損害を与えた場合は損害賠償の責任を負う。

(違法転用の処罰)

第六十条 請負者が請負地を違法に非農業建設に用いた場合は、県クラス以上の地方人民政府の関係行政主管部门が法に基づいて処罰する。

請負者が請負地に回復不能の損害を与えた場合は、請負に出した者は、それを制止する権利及びそれによって生じた損失を請負者に賠償させる権利を有する。

(国家機関に対する処分)

第六十一条 国家機関及びその職員が職権を利用して農村の土地の請負や請負契約の変更、解除に干渉し、請負者が法に基づいて有する生産経営自主権に干渉し、または請負者が土地請負経営権を移動させるのを強迫、阻害する等の土地請負経営権を侵害する行為が請負者に損失を与えた場合は損害賠償等の責任を負う。情状が著しく重いものに対しては、上級機関または所属する単位が責任者を直接処分する。犯罪を構成するものは、法に基づいて刑事責任を追及する。

第五章 附則

(経過措置)

第六十二条 本法の実施以前に既に農村の土地の請負に関する国家の規定に基づいて行われた請負は、その請負期間が本法の規定より長いものを含めて、本法の実施後も引き続き有効とし、新たに請負を行ってはならない。請負者に土地請負経営権証または林権証等の証書を発給していない場合は証書を補足発給するものとする。

(機動地の規制)

第六十三条 本法の実施以前に既に保留していた機動地については、機動地の面積は当該集団経済組織の耕地総面積の百分の五を超えてはならない。百分の五に満たない場合はさらに増大させてはならない。

本法の実施以前に機動地を保留していない場合は、本法の実施後も機動地を保留してはならない。

(実施細則の制定)

第六十四条 各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法に基づいて当該行政区域の実情に合わせて実施細則を制定することができる。

(施行期日)

第六十五条 本法は二〇〇三年三月一日から施行する。

(原文出所：「人民日報」二〇〇二年八月三〇日第七版)